（租税収入以外の収入による財源の確保）

第十三条　政府は、前条の規定による見直しを行うに際し、第二章及び第三章に規定するもののほか、平成二十三年度から平成三十四年度までの間において二兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一　日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

二　エネルギー対策特別会計に所属する株式について、エネルギー政策の観点を踏まえつつ、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

2　政府は、前項各号の検討の結果、同項各号に規定する株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分するものとする。

第十四条　政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成二十三年法律第　号）第三条の規定により政府が保有していなければならない議決権に係る株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。

（決算剰余金の償還費用の財源への活用）

第十五条　政府は、平成二十三年度から平成二十七年度までの間の各年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金を財政法第六条第一項の規定に基づき公債又は借入金の償還財源に充てる場合においては、償還費用の財源に優先して充てるよう努めるものとする。

（復興特別税の負担軽減措置）

第十六条　政府は、前三条の規定による償還費用の財源の確保が見込まれる場合には、附則第十二条の規定による見直しの結果に基づく復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための所要の措置を講ずるものとする。

（復興に係る特別会計の設置）

第十七条　政府は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に係る歳入歳出を経理する特別会計を平成二十四年度において設置することとし、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2　前項に規定する特別会計は、平成二十三年度一般会計補正予算（第3号）のうち第六十九条の規定に基づき発行した復興債の償還に係る債務等について承継するものとする。

財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十三年十二月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第百十八号

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人の道府県民税（個人の都民税を含む。以下同じ。）及び個人の市町村民税（個人の特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割の標準税率について、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の特例を定めるものとする。

（個人の道府県民税及び市町村民税の税率の特例）

第二条　平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、均等割の標準税率は、地方税法第三十八条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

2　平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、均等割の標準税率は、地方税法第三百十条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

政　令

地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十三年十二月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百七十七号

地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

「熊谷市」を「熊谷市　松江市」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

総務大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　野田　佳彦